

旧	新
(略)	(略)
<b>6 申請の窓口について</b> コンビナート地域に存する事業者であっても、次の申請等に関しては、工業保安課高圧ガスグループで受付けます。 (1) <u>高圧ガスの製造に係わらない貯蔵に係る申請等</u> (2) <u>付属冷凍に該当しない冷凍設備に係る申請等</u> (3) <u>常置場所である事業所以外で使用する移動式製造設備に係る申請等</u>	<b>6 申請の窓口について</b> コンビナート地域に存する事業者であっても、次の申請等に関しては、工業保安課高圧ガスグループで受付けます。 (1) <u>第二種製造者に係る届出</u> (2) <u>高圧ガスの製造に係わらない貯蔵に係る申請等</u> (3) <u>付属冷凍に該当しない冷凍設備に係る申請等</u> (4) <u>常置場所である事業所以外で使用する移動式製造設備に係る申請等</u>
(略)	(略)
<b>目次</b>	<b>目次</b>
<b>本文</b>	<b>本文</b>
1 高圧ガス製造施設等変更許可申請..... 1	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請..... 1
2 製造施設完成検査..... 7	2 製造施設完成検査..... 7
3 保安検査..... 9	3 保安検査..... 9
4 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価申請..... 13	4 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価申請..... 13
5 高圧ガス保安統括者等届..... 15	5 高圧ガス保安統括者等届..... 15
6 高圧ガス製造施設軽微変更届..... 17	6 高圧ガス製造施設軽微変更届..... 17
7 高圧ガス製造施設休止届..... 19	7 高圧ガス製造施設休止届..... 19
8 高圧ガス製造事業届..... 20	<del>8 高圧ガス製造事業届..... 20</del>
9 高圧ガス製造施設等変更届..... 21	<del>9 高圧ガス製造施設等変更届..... 21</del>
10 特定高圧ガス消費届..... 22	8 特定高圧ガス消費届..... 20
11 特定高圧ガス消費施設等変更届..... 23	9 特定高圧ガス消費施設等変更届..... 21
12 特定高圧ガス取扱主任者届..... 23	10 特定高圧ガス取扱主任者届..... 21
13 危害予防規程届..... 24	11 危害予防規程届..... 22
14 高圧ガス関係変更届..... 24	12 高圧ガス関係変更届..... 22
15 高圧ガス製造施設軽微変更報告..... 24	13 高圧ガス製造施設軽微変更報告..... 22
16 高圧ガス製造保安責任者免状等交付申請..... 25	14 高圧ガス製造保安責任者免状等交付申請..... 23
17 事故届..... 26	15 事故届..... 24
18 その他..... 26	16 その他..... 24
<b>参考</b>	<b>参考</b>
参考1 変更許可申請明細書の例..... 27	参考1 変更許可申請明細書の例..... 25
参考2 軽微変更届明細書の例..... 28	参考2 軽微変更届明細書の例..... 26
参考3 ガス名別ガス処理能力表の例..... 29	参考3 ガス名別ガス処理能力表の例..... 27
参考4 技術基準一覧表の例..... 29	参考4 技術基準一覧表の例..... 27
参考5 機器等一覧表の例	参考5 機器等一覧表の例
(1) 機器一覧表の例..... 32	(1) 機器一覧表の例..... 30
(2) 弁類一覧表の例..... 33	(2) 弁類一覧表の例..... 31
(3) 配管一覧表の例..... 33	(3) 配管一覧表の例..... 31
(4) 計装類一覧表の例..... 33	(4) 計装類一覧表の例..... 31
参考6 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて... 34	参考6 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて... 32

旧	新																								
<p>様式集（別冊）</p> <p>注 1 本文中、「様式第○」は法規則で定める様式を、「<u>県様式第○号</u>」はこの手引で定める様式を示します。</p> <p>(略)</p> <p><b>1 高圧ガス製造施設等変更許可申請</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>変更許可申請に必要な書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>チ その他の添付図面等</td> <td> <p>新たな特定施設を設置する場合は<u>県様式第 13 号</u>及び<u>第 14 号</u>を添付する。また、独立した製造設備を追加設置する場合もこれらの様式に倣って作成した図面等を添付する。</p> <p>(ア) 特定施設の概要 <u>(県様式第 13 号)</u></p> <p>(イ) 特定施設配置図 <u>(県様式第 14 号)</u></p> <p>(ウ) 特定施設概略フローシート <u>(県様式第 14 号)</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>テ 保安設備説明書</td> <td> <p>次の保安設備についての説明資料を添付する。</p> <p>(ア) 特殊反応設備の保安装置 <u>(県様式第 15 号)</u></p> <p>(イ) 除害設備（毒性ガスのみ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 毒性ガス貯槽の除害設備 <u>(県様式第 16 号)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 除害系フローシート及び組立図</p> <p style="margin-left: 20px;">c 神奈川県毒性ガス除害設備基準に適合していることの説明書</p> <p>(ウ) 防消火設備</p> <p style="margin-left: 20px;">散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置と能力を記載する（固定散水設備は揚程の損失計算書を添付する）。</p> <p>(エ) ガス漏洩検知警報設備</p> <p style="margin-left: 20px;">設置位置（検知部及び警報部）、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。</p> </td> </tr> <tr> <td>ト 移設等設備記録</td> <td> <p>移設等（移設又は再使用）に係る高圧ガス設備にあつては、既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針に基づき、次の書類を添付すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(略)	(略)	チ その他の添付図面等	<p>新たな特定施設を設置する場合は<u>県様式第 13 号</u>及び<u>第 14 号</u>を添付する。また、独立した製造設備を追加設置する場合もこれらの様式に倣って作成した図面等を添付する。</p> <p>(ア) 特定施設の概要 <u>(県様式第 13 号)</u></p> <p>(イ) 特定施設配置図 <u>(県様式第 14 号)</u></p> <p>(ウ) 特定施設概略フローシート <u>(県様式第 14 号)</u></p>	(略)	(略)	テ 保安設備説明書	<p>次の保安設備についての説明資料を添付する。</p> <p>(ア) 特殊反応設備の保安装置 <u>(県様式第 15 号)</u></p> <p>(イ) 除害設備（毒性ガスのみ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 毒性ガス貯槽の除害設備 <u>(県様式第 16 号)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 除害系フローシート及び組立図</p> <p style="margin-left: 20px;">c 神奈川県毒性ガス除害設備基準に適合していることの説明書</p> <p>(ウ) 防消火設備</p> <p style="margin-left: 20px;">散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置と能力を記載する（固定散水設備は揚程の損失計算書を添付する）。</p> <p>(エ) ガス漏洩検知警報設備</p> <p style="margin-left: 20px;">設置位置（検知部及び警報部）、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。</p>	ト 移設等設備記録	<p>移設等（移設又は再使用）に係る高圧ガス設備にあつては、既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針に基づき、次の書類を添付すること。</p>	<p>様式集（別冊）</p> <p>注 1 本文中、「様式第○」は法規則で定める様式を、「<u>県参考様式第○号</u>」はこの手引で定める様式を、「<u>県様式第○号</u>」は神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱で定める様式を示します。</p> <p>(略)</p> <p><b>1 高圧ガス製造施設等変更許可申請</b></p> <p>(略)</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合、『高圧ガス施設等軽微変更報告』と『高圧ガス製造事業届』の両方の届出が必要となる。また、必要に応じて危害予防規程の変更が必要になる場合がある。</u></li> <li>○ <u>『名称（事業所の名称を含む。）』は、「法人名＋社会通念上の事業所名＋【法的事業所名】」と記入し、既存の法的事業所名と重複しないようにすること。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>変更許可申請に必要な書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>チ その他の添付図面等</td> <td> <p>新たな特定施設を設置する場合は<u>県参考様式第 10 号</u>及び<u>第 11 号</u>を添付する。また、独立した製造設備を追加設置する場合もこれらの様式に倣って作成した図面等を添付する。</p> <p>(ア) 特定施設の概要 <u>(県参考様式第 10 号)</u></p> <p>(イ) 特定施設配置図 <u>(県参考様式第 11 号)</u></p> <p>(ウ) 特定施設概略フローシート <u>(県参考様式第 11 号)</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>テ 保安設備説明書</td> <td> <p>次の保安設備についての説明資料を添付する。</p> <p>(ア) 特殊反応設備の保安装置 <u>(県参考様式第 12 号)</u></p> <p>(イ) 除害設備（毒性ガスのみ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 毒性ガス貯槽の除害設備 <u>(県参考様式第 13 号)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 除害系フローシート及び組立図</p> <p style="margin-left: 20px;">c 神奈川県毒性ガス除害設備基準に適合していることの説明書</p> <p>(ウ) 防消火設備</p> <p style="margin-left: 20px;">散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置と能力を記載する（固定散水設備は揚程の損失計算書を添付する）。</p> <p>(エ) ガス漏洩検知警報設備</p> <p style="margin-left: 20px;">設置位置（検知部及び警報部）、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。</p> </td> </tr> <tr> <td>ト 移設等設備記録</td> <td> <p>移設等（移設又は再使用）に係る高圧ガス設備にあつては、既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針に基づき、次の書類を添付すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(略)	(略)	チ その他の添付図面等	<p>新たな特定施設を設置する場合は<u>県参考様式第 10 号</u>及び<u>第 11 号</u>を添付する。また、独立した製造設備を追加設置する場合もこれらの様式に倣って作成した図面等を添付する。</p> <p>(ア) 特定施設の概要 <u>(県参考様式第 10 号)</u></p> <p>(イ) 特定施設配置図 <u>(県参考様式第 11 号)</u></p> <p>(ウ) 特定施設概略フローシート <u>(県参考様式第 11 号)</u></p>	(略)	(略)	テ 保安設備説明書	<p>次の保安設備についての説明資料を添付する。</p> <p>(ア) 特殊反応設備の保安装置 <u>(県参考様式第 12 号)</u></p> <p>(イ) 除害設備（毒性ガスのみ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 毒性ガス貯槽の除害設備 <u>(県参考様式第 13 号)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 除害系フローシート及び組立図</p> <p style="margin-left: 20px;">c 神奈川県毒性ガス除害設備基準に適合していることの説明書</p> <p>(ウ) 防消火設備</p> <p style="margin-left: 20px;">散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置と能力を記載する（固定散水設備は揚程の損失計算書を添付する）。</p> <p>(エ) ガス漏洩検知警報設備</p> <p style="margin-left: 20px;">設置位置（検知部及び警報部）、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。</p>	ト 移設等設備記録	<p>移設等（移設又は再使用）に係る高圧ガス設備にあつては、既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針に基づき、次の書類を添付すること。</p>
項目	内容																								
(略)	(略)																								
チ その他の添付図面等	<p>新たな特定施設を設置する場合は<u>県様式第 13 号</u>及び<u>第 14 号</u>を添付する。また、独立した製造設備を追加設置する場合もこれらの様式に倣って作成した図面等を添付する。</p> <p>(ア) 特定施設の概要 <u>(県様式第 13 号)</u></p> <p>(イ) 特定施設配置図 <u>(県様式第 14 号)</u></p> <p>(ウ) 特定施設概略フローシート <u>(県様式第 14 号)</u></p>																								
(略)	(略)																								
テ 保安設備説明書	<p>次の保安設備についての説明資料を添付する。</p> <p>(ア) 特殊反応設備の保安装置 <u>(県様式第 15 号)</u></p> <p>(イ) 除害設備（毒性ガスのみ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 毒性ガス貯槽の除害設備 <u>(県様式第 16 号)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 除害系フローシート及び組立図</p> <p style="margin-left: 20px;">c 神奈川県毒性ガス除害設備基準に適合していることの説明書</p> <p>(ウ) 防消火設備</p> <p style="margin-left: 20px;">散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置と能力を記載する（固定散水設備は揚程の損失計算書を添付する）。</p> <p>(エ) ガス漏洩検知警報設備</p> <p style="margin-left: 20px;">設置位置（検知部及び警報部）、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。</p>																								
ト 移設等設備記録	<p>移設等（移設又は再使用）に係る高圧ガス設備にあつては、既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針に基づき、次の書類を添付すること。</p>																								
項目	内容																								
(略)	(略)																								
チ その他の添付図面等	<p>新たな特定施設を設置する場合は<u>県参考様式第 10 号</u>及び<u>第 11 号</u>を添付する。また、独立した製造設備を追加設置する場合もこれらの様式に倣って作成した図面等を添付する。</p> <p>(ア) 特定施設の概要 <u>(県参考様式第 10 号)</u></p> <p>(イ) 特定施設配置図 <u>(県参考様式第 11 号)</u></p> <p>(ウ) 特定施設概略フローシート <u>(県参考様式第 11 号)</u></p>																								
(略)	(略)																								
テ 保安設備説明書	<p>次の保安設備についての説明資料を添付する。</p> <p>(ア) 特殊反応設備の保安装置 <u>(県参考様式第 12 号)</u></p> <p>(イ) 除害設備（毒性ガスのみ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 毒性ガス貯槽の除害設備 <u>(県参考様式第 13 号)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 除害系フローシート及び組立図</p> <p style="margin-left: 20px;">c 神奈川県毒性ガス除害設備基準に適合していることの説明書</p> <p>(ウ) 防消火設備</p> <p style="margin-left: 20px;">散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置と能力を記載する（固定散水設備は揚程の損失計算書を添付する）。</p> <p>(エ) ガス漏洩検知警報設備</p> <p style="margin-left: 20px;">設置位置（検知部及び警報部）、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。</p>																								
ト 移設等設備記録	<p>移設等（移設又は再使用）に係る高圧ガス設備にあつては、既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針に基づき、次の書類を添付すること。</p>																								

旧	
	(ア) 移設等設備使用経歴書 (県様式第 19 号) に次の書類を添付する。  (略)

## 2 製造施設完成検査

(略)

イ 完成検査受検時の必要書類及び提出書類

イ 完成検査受検時の必要書類

完成検査受検時は、次の書類を準備する。

(ア) 完成検査報告書 (県様式第 1 号) 及び検査結果のまとめ (県様式第 1-2 号)

(イ) 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証 (注 11) 及びそのリスト

(ウ) 認定品等 (注 10) に係る成績書類 (注 11) 及びそのリスト

(エ) 耐圧・気密試験結果成績書 (特定設備及び認定品等 (注 10) を除く。結果は、**県様式第 1-3 号**若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、耐圧・気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真

(オ) 非破壊検査の記録 (特定設備及び認定品等 (注 10) を除く。結果は、**県様式第 1-4 号**から**県様式第 1-8 号**まで、又はこれらと同等の書式に取りまとめる。放射線透過試験についてはフィルムを用意する。)

(カ) 非破壊検査者の名簿

(キ) 溶接土の名簿

(ク) 材料ミルシート

(ケ) 計器類作動検査記録

(コ) 基礎工事及び配筋状況等の工事記録 (写真等)

(サ) 認定品等 (注 10) の位置、圧力区分、溶接箇所及び非破壊検査箇所を記載したフローシート

ウ 完成検査受検時の提出書類

完成検査受検時は、次の書類を提出する。

(ア) 完成検査報告書 (県様式第 1 号) 及び検査結果のまとめ (県様式第 1-2 号)

(イ) 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証 (注 11) の写し

(ウ) 認定品等 (注 10) に係る成績書類 (注 11) の写し又はそのリスト (リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号又は機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。)

(エ) 耐圧・気密試験結果成績書 (特定設備及び認定品等 (注 10) を除く。結果は、**県様式第 1-3 号**若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、耐圧・気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真

(オ) 非破壊検査の記録 (特定設備及び認定品等 (注 10) を除く。結果は、**県様式第 1-4 号**から**県様式第 1-8 号**まで、又はこれらと同等の書式に取りまとめる。)

(カ) 認定品等 (注 10) の位置、圧力区分、溶接箇所及び非破壊検査箇所を記載したフローシート

新	
	(ア) 移設等設備使用経歴書 (既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針様式第 1) に次の書類を添付する。  (略)

## 2 製造施設完成検査

(略)

イ 完成検査受検時の必要書類及び提出書類

書類	現場確認書類	現場提出書類
(ア) 完成検査報告書 (県参考様式第 1 号) 及び検査結果のまとめ (県参考様式第 1-2 号)	○	○
(イ) 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証 (注 11) 及びそのリスト	○	○ (合格証又は適合証の写し)
(ウ) 認定品等 (注 10) に係る成績書類 (注 11) 及びそのリスト	○	○ (成績書類の写し又はそのリスト※)
(エ) 耐圧・気密試験結果成績書 (特定設備及び認定品等 (注 10) を除く。結果は、 <b>県参考様式第 1-3 号</b> 若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、耐圧・気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真	○	○
(オ) 非破壊検査の記録 (特定設備及び認定品等 (注 10) を除く。結果は、 <b>県参考様式第 1-4 号</b> から <b>県参考様式第 1-8 号</b> まで、又はこれらと同等の書式に取りまとめる。)	○ (放射線透過試験はフィルムを用意)	○
(カ) 非破壊検査者の名簿	○	—
(キ) 溶接土の名簿	○	—
(ク) 材料ミルシート	○	—
(ケ) 計器類作動検査記録	○	—
(コ) 基礎工事及び配筋状況等の工事記録 (写真等)	○	—
(サ) 認定品等 (注 10) の位置、圧力区分、溶接箇所及び非破壊検査箇所を記載したフローシート	○	○

※リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号又は機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。

旧																					
<p>完成検査では総合気密試験について現場で確認を行うものとし、現場で確認できない場合は、後日、総合気密試験結果成績書（結果は、<u>県様式第 1-3 号</u>若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。）、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真を送付し、その結果を待って検査証を交付する。また、特定設備検査合格証等の書面が検査日までに準備できない場合は書類が整い次第、その写しを送付すること。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 自主完成検査を行う場合（コンビ則第 49 条第 1 項）  高圧ガス保安法に基づく認定完成検査実施者が認定を受けた製造施設の特定変更工事については、自主完成検査終了後に次の書類を提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 完成検査記録届書</td> <td><b>様式第 33</b>（コンビ則第 49 条）</td> </tr> <tr> <td>イ 添付書類</td> <td>(ア) 検査管理組織委員会等の完成検査審査結果の写し  (イ) 「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のウに示す書類  <u>※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、県様式第 1 号の添付は省略できる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 完成検査を要しない場合（県行政指導、コンビ則第 17 条）  特定変更工事に該当しない変更工事を実施した場合には、工事完了後に次の書類を提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 工事完了届書</td> <td><b>県様式第 2 号</b></td> </tr> <tr> <td>イ 添付書類</td> <td>(ア) <b>県様式第 1-2 号</b>及び「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のウに示す書類のうち(イ)から(カ)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 保安検査</b></p> <p>高圧ガス保安法に基づき、特定施設の保安検査を受検する場合の手続きの流れは、次のフローチャートに示すとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 保安検査申請に必要な書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 製造施設一覧表</td> <td>a 高圧ガス製造施設（コンビ則第 10 条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回保安検査年月日及び今年度保安検査予定日を記載する。<u>（県様式第 3 号）</u>  b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 貯槽一覧表</td> <td>貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回開放検査年月日及び今年度開放検査予定日を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に（ ）書きで制限後の貯蔵量を合わせて記載する。<u>（県様式第 3-2 号）</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	ア 完成検査記録届書	<b>様式第 33</b> （コンビ則第 49 条）	イ 添付書類	(ア) 検査管理組織委員会等の完成検査審査結果の写し (イ) 「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のウに示す書類 <u>※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、県様式第 1 号の添付は省略できる。</u>	項目	内容	ア 工事完了届書	<b>県様式第 2 号</b>	イ 添付書類	(ア) <b>県様式第 1-2 号</b> 及び「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のウに示す書類のうち(イ)から(カ)	項目	内容	(略)	(略)	(イ) 製造施設一覧表	a 高圧ガス製造施設（コンビ則第 10 条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回保安検査年月日及び今年度保安検査予定日を記載する。 <u>（県様式第 3 号）</u> b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。	(ウ) 貯槽一覧表	貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回開放検査年月日及び今年度開放検査予定日を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に（ ）書きで制限後の貯蔵量を合わせて記載する。 <u>（県様式第 3-2 号）</u>
項目	内容																				
ア 完成検査記録届書	<b>様式第 33</b> （コンビ則第 49 条）																				
イ 添付書類	(ア) 検査管理組織委員会等の完成検査審査結果の写し (イ) 「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のウに示す書類 <u>※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、県様式第 1 号の添付は省略できる。</u>																				
項目	内容																				
ア 工事完了届書	<b>県様式第 2 号</b>																				
イ 添付書類	(ア) <b>県様式第 1-2 号</b> 及び「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のウに示す書類のうち(イ)から(カ)																				
項目	内容																				
(略)	(略)																				
(イ) 製造施設一覧表	a 高圧ガス製造施設（コンビ則第 10 条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回保安検査年月日及び今年度保安検査予定日を記載する。 <u>（県様式第 3 号）</u> b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。																				
(ウ) 貯槽一覧表	貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回開放検査年月日及び今年度開放検査予定日を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に（ ）書きで制限後の貯蔵量を合わせて記載する。 <u>（県様式第 3-2 号）</u>																				

新																					
<p>完成検査では総合気密試験について現場で確認を行うものとし、現場で確認できない場合は、後日、総合気密試験結果成績書（結果は、<u>県参考様式第 1-3 号</u>若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。）、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真を送付し、その結果を待って検査証を交付する。また、特定設備検査合格証等の書面が検査日までに準備できない場合は書類が整い次第、その写しを送付すること。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 自主完成検査を行う場合（コンビ則第 49 条第 1 項）  高圧ガス保安法に基づく認定完成検査実施者が認定を受けた製造施設の特定変更工事については、自主完成検査終了後に次の書類を提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 完成検査記録届書</td> <td><b>様式第 33</b>（コンビ則第 49 条）</td> </tr> <tr> <td>イ 添付書類</td> <td>(ア) 検査管理組織委員会等の完成検査審査結果の写し  (イ) 「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(ア)から(オ)及び(サ)  <u>※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、県参考様式第 1 号の添付は省略できる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 完成検査を要しない場合（県行政指導、コンビ則第 17 条）  特定変更工事に該当しない変更工事を実施した場合には、工事完了後に次の書類を提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 工事完了届書</td> <td><b>県様式第 2 号（神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱）</b></td> </tr> <tr> <td>イ 添付書類</td> <td>(ア) <b>県参考様式第 1-2 号</b>及び「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(サ)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 保安検査</b></p> <p>高圧ガス保安法に基づき、特定施設の保安検査を受検する場合の手続きの流れは、次のフローチャートに示すとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 保安検査申請に必要な書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 製造施設一覧表</td> <td>a 高圧ガス製造施設（コンビ則第 10 条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回保安検査年月日及び今年度保安検査予定日を記載する。<u>（県参考様式第 2 号）</u>  b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 貯槽一覧表</td> <td>貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回開放検査年月日及び今年度開放検査予定日を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に（ ）書きで制限後の貯蔵量を合わせて記載する。<u>（県参考様式第 2-2 号）</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	ア 完成検査記録届書	<b>様式第 33</b> （コンビ則第 49 条）	イ 添付書類	(ア) 検査管理組織委員会等の完成検査審査結果の写し (イ) 「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(ア)から(オ)及び(サ) <u>※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、県参考様式第 1 号の添付は省略できる。</u>	項目	内容	ア 工事完了届書	<b>県様式第 2 号（神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱）</b>	イ 添付書類	(ア) <b>県参考様式第 1-2 号</b> 及び「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(サ)	項目	内容	(略)	(略)	(イ) 製造施設一覧表	a 高圧ガス製造施設（コンビ則第 10 条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回保安検査年月日及び今年度保安検査予定日を記載する。 <u>（県参考様式第 2 号）</u> b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。	(ウ) 貯槽一覧表	貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回開放検査年月日及び今年度開放検査予定日を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に（ ）書きで制限後の貯蔵量を合わせて記載する。 <u>（県参考様式第 2-2 号）</u>
項目	内容																				
ア 完成検査記録届書	<b>様式第 33</b> （コンビ則第 49 条）																				
イ 添付書類	(ア) 検査管理組織委員会等の完成検査審査結果の写し (イ) 「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(ア)から(オ)及び(サ) <u>※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、県参考様式第 1 号の添付は省略できる。</u>																				
項目	内容																				
ア 工事完了届書	<b>県様式第 2 号（神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱）</b>																				
イ 添付書類	(ア) <b>県参考様式第 1-2 号</b> 及び「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(サ)																				
項目	内容																				
(略)	(略)																				
(イ) 製造施設一覧表	a 高圧ガス製造施設（コンビ則第 10 条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回保安検査年月日及び今年度保安検査予定日を記載する。 <u>（県参考様式第 2 号）</u> b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。																				
(ウ) 貯槽一覧表	貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回開放検査年月日及び今年度開放検査予定日を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に（ ）書きで制限後の貯蔵量を合わせて記載する。 <u>（県参考様式第 2-2 号）</u>																				

旧	
(エ) 保安検査の概要	a 検査基準及び安全対策等は、社内基準等の名称を記載する。 b 機器一覧表に今回開放検査の対象とする機器を明示する。 <u>(県様式第4号)</u>
(略)	(略)
(略)	
キ 自主検査記録 <u>県様式第5号</u> 及び保安検査の対象施設等に応じて次の様式を作成する。 (ア) 製造施設の場合は、 <u>県様式第5-2号</u> 及び <u>県様式第5-3号</u> を作成する。(コンビ則第9条の適用を受ける導管が含まれる場合は、 <u>県様式第5-8号</u> も作成する。) (イ) 貯槽の開放検査を実施した場合は、 <u>県様式第5-4号</u> 、 <u>県様式第5-5号</u> 及び <u>県様式第5-6号</u> を作成する。なお、同時に開放検査周期延長を行う場合には <u>県様式第5-7号</u> を作成する。[p13も参照] (ウ) コンビ則第10条の適用を受ける導管の場合は、 <u>県様式第5-9号</u> を作成する。 (エ) 製造設備が移動式製造設備である製造施設の保安検査の場合は、 <u>県様式第5-10号</u> 及び <u>県様式第5-3号</u> を作成する。	
(略)	
(3) 認定保安検査実施者の場合(コンビ則第49条第2項) 認定保安検査実施者は自主保安検査終了後に次の書類を提出する。	
項目	内容
(略)	(略)
ウ 高圧ガス製造施設 自主(認定保安) 検査結果報告書	(1)のキを参照 ※申請者(委任を受けた代理者を含む。)と保安統括者が同一人物である場合は、 <u>県様式第5号</u> の添付は省略できる。
エ 高圧ガス製造施設 運転中検査報告書	運転中検査を実施する場合に添付する <u>(県様式第6号)</u> 。
(略)	(略)
(略)	

新	
(エ) 保安検査の概要	a 検査基準及び安全対策等は、社内基準等の名称を記載する。 b 機器一覧表に今回開放検査の対象とする機器を明示する。 <u>(県参考様式第3号)</u>
(略)	(略)
(略)	
キ 自主検査記録 <u>県参考様式第4号</u> 及び保安検査の対象施設等に応じて次の様式を作成する。 (ア) 製造施設の場合は、 <u>県参考様式第4-2号</u> 及び <u>県参考様式第4-3号</u> を作成する。(コンビ則第9条の適用を受ける導管が含まれる場合は、 <u>県参考様式第4-8号</u> も作成する。) (イ) 貯槽の開放検査を実施した場合は、 <u>県参考様式第4-4号</u> 、 <u>県参考様式第4-5号</u> 及び <u>県参考様式第4-6号</u> を作成する。なお、同時に開放検査周期延長を行う場合には <u>県参考様式第4-7号</u> を作成する。[p13も参照] (ウ) コンビ則第10条の適用を受ける導管の場合は、 <u>県参考様式第4-9号</u> を作成する。 (エ) 製造設備が移動式製造設備である製造施設の保安検査の場合は、 <u>県参考様式第4-10号</u> 及び <u>県参考様式第4-3号</u> を作成する。	
(略)	
(3) 認定保安検査実施者の場合(コンビ則第49条第2項) 認定保安検査実施者は自主保安検査終了後に次の書類を提出する。	
項目	内容
(略)	(略)
ウ 高圧ガス製造施設 自主(認定保安) 検査結果報告書	(1)のキを参照 ※申請者(委任を受けた代理者を含む。)と保安統括者が同一人物である場合は、 <u>県参考様式第4号</u> の添付は省略できる。
エ 高圧ガス製造施設 運転中検査報告書	運転中検査を実施する場合に添付する <u>(県参考様式第5号)</u> 。
(略)	(略)
(略)	

旧	
<b>4 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価申請</b>	
(略)	
(1) 貯槽開放検査周期延長評価申請を行う場合の保安検査申請次に掲げる書類及び(2)、(3)に掲げる書類を添付して申請を行う。	
項目	内容
ア 保安検査申請書	様式第 17 (コンビ則第 34、35 条関係)
イ 貯槽一覧表	3 保安検査のウの(ウ)を参照 <u>(県様式第 3-2 号)</u>
ウ 保安検査の概要	3 保安検査のウの(エ)を参照 <u>(県様式第 4 号)</u>
(略)	(略)
(2) 事業所評価を受ける場合 事業所評価は、県が事業所の高圧ガス貯槽の全般的な管理体制を審査するものであり、現地調査により行う。事業所評価の有効期間は 3 年間とする。 保安検査申請に添付する書類は次のとおりとする。	
項目	内容
ア 評価明細書	<u>県様式第 7 号</u> (ア) 管理しているすべての貯槽について、予定される開放検査の周期及びその基数を明記する。 (イ) 評価の希望日は、あらかじめ県の担当者と相談の上決定する。
イ 延長対象貯槽一覧	開放検査期間延長対象とする貯槽一覧 <u>(県様式第 7-2 号)</u> (ア) 希望する開放周期ごとに作成する。 (イ) 過去に溶接補修を実施した貯槽は、補修実施年及び補修部位を備考欄に記入する。また、補修の状況をまとめた書面を添付する。
ウ 延長対象としない貯槽一覧	開放検査期間延長対象としない貯槽一覧 <u>(県様式第 7-3 号)</u> 過去に溶接補修を実施した貯槽は、補修実施年及び補修部位を備考欄に記入する。
エ 評価項目等対応一覧	高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施要領の評価項目・評価基準対応一覧 <u>(県様式第 7-4 号)</u> の事業所欄に○印のある項目について、対応する基準等欄に次の事項を記入する。 (ア) 基準欄に記載された事項を規定する事業所基準・要領等の名称及び記載箇所(○○規程第○条) (イ) 基準欄に記載された組織の状況や検査実施状況等を簡潔に取りまとめる。(書ききれない場合は、別紙に記入し添付する。)
(3) 貯槽評価を受ける場合 貯槽評価は、開放検査を行った結果を踏まえて、個々の貯槽の管理状況を審査する。検査時には次の書類を添付する。	
項目	内容
ア 延長対象貯槽一覧	<u>県様式第 7-2 号</u> 事業所評価申請時に提出した書面と同じものに、該当する貯槽が識別できるようにマークする。

新	
<b>4 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価申請</b>	
(略)	
(1) 貯槽開放検査周期延長評価申請を行う場合の保安検査申請次に掲げる書類及び(2)、(3)に掲げる書類を添付して申請を行う。	
項目	内容
ア 保安検査申請書	様式第 17 (コンビ則第 34、35 条関係)
イ 貯槽一覧表	3 保安検査のウの(ウ)を参照 <u>(県参考様式第 2-2 号)</u>
ウ 保安検査の概要	3 保安検査のウの(エ)を参照 <u>(県参考様式第 3 号)</u>
(略)	(略)
(2) 事業所評価を受ける場合 事業所評価は、県が事業所の高圧ガス貯槽の全般的な管理体制を審査するものであり、現地調査により行う。事業所評価の有効期間は 3 年間とする。 保安検査申請に添付する書類は次のとおりとする。	
項目	内容
ア 評価明細書	<u>県参考様式第 6 号</u> (ア) 管理しているすべての貯槽について、予定される開放検査の周期及びその基数を明記する。 (イ) 評価の希望日は、あらかじめ県の担当者と相談の上決定する。
イ 延長対象貯槽一覧	開放検査期間延長対象とする貯槽一覧 <u>(県参考様式第 6-2 号)</u> (ア) 希望する開放周期ごとに作成する。 (イ) 過去に溶接補修を実施した貯槽は、補修実施年及び補修部位を備考欄に記入する。また、補修の状況をまとめた書面を添付する。
ウ 延長対象としない貯槽一覧	開放検査期間延長対象としない貯槽一覧 <u>(県参考様式第 6-3 号)</u> 過去に溶接補修を実施した貯槽は、補修実施年及び補修部位を備考欄に記入する。
エ 評価項目等対応一覧	高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施要領の評価項目・評価基準対応一覧 <u>(県参考様式第 6-4 号)</u> の事業所欄に○印のある項目について、対応する基準等欄に次の事項を記入する。 (ア) 基準欄に記載された事項を規定する事業所基準・要領等の名称及び記載箇所(○○規程第○条) (イ) 基準欄に記載された組織の状況や検査実施状況等を簡潔に取りまとめる。(書ききれない場合は、別紙に記入し添付する。)
(3) 貯槽評価を受ける場合 貯槽評価は、開放検査を行った結果を踏まえて、個々の貯槽の管理状況を審査する。検査時には次の書類を添付する。	
項目	内容
ア 延長対象貯槽一覧	<u>県参考様式第 6-2 号</u> 事業所評価申請時に提出した書面と同じものに、該当する貯槽が識別できるようにマークする。

旧													
イ 評価項目等対応一覧	<u>県様式第 7-4 号</u> 貯槽欄に○印のある項目について、対応する基準等欄に必要事項を記入する。貯槽固有の配慮事項がある場合には、別紙にその概要を簡潔に取りまとめ、添付する。												
<p><b>5 高圧ガス保安統括者等届</b> (コンビ則第 29 条第 1 項、同第 2 項、第 30 条、第 33 条第 3 項、県行政指導)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保安統括者等選解任届(代理者を含む)に必要な書類 次のとおりとする。なお、選解任が 2 名以上の場合でも、アの届書は 1 枚でよい。また、解任届はアの届書及びオの組織図のみでよい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 高圧ガス保安統括者届書 高圧ガス保安技術管理者等届書 高圧ガス保安主任者等届書 高圧ガス保安統括者代理者届書 保安監督者届書</td> <td><b>様式第 14</b> (コンビ則第 26 条) :保安統括者 <b>様式第 14 の 2</b> (コンビ則第 26 条) :技術管理者、保安係員 <b>様式第 15</b> (コンビ則第 30 条) :保安主任者、企画推進員 <b>様式第 16</b> (コンビ則第 33 条) :保安統括者代理者 <b>県様式第 8 号</b> :保安監督者</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 経歴書</td> <td><u>県様式第 9 号</u> (保安監督者の場合は、<u>県様式第 8 号</u> (裏面)) (ア) 氏名 (イ) 現在の部署及び役職 (ウ) 直近の法定講習受講年月日 (エ) 平成 9 年 4 月 1 日以降に交付された免状又は平成 9 年 4 月 1 日以前に交付された免状であって、選任を行おうとする製造施設に係るガスの区分が未指定である免状を有している場合は、作業経歴を審査する必要があるため、作業経験を有するガス区分(当該選任に係る高圧ガスの区分と同じものに限る)とガス名及び従事期間を必ず記入する。 (オ) 保安企画推進員(代理者を含む)の場合は、コンビナート等保安規則第 29 条の各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>オ 組織図</td> <td>(ア) 変更の都度(選解任時を含む。)に作成した事業所全体の保安管理組織図の一年分を添付する。 (イ) 氏名、免状の種類及び担当する施設の名称が記入されたものであり、選任者及び解任者が分かるように変更の部分を明示する。 <u>(県様式第 10 号)</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	ア 高圧ガス保安統括者届書 高圧ガス保安技術管理者等届書 高圧ガス保安主任者等届書 高圧ガス保安統括者代理者届書 保安監督者届書	<b>様式第 14</b> (コンビ則第 26 条) :保安統括者 <b>様式第 14 の 2</b> (コンビ則第 26 条) :技術管理者、保安係員 <b>様式第 15</b> (コンビ則第 30 条) :保安主任者、企画推進員 <b>様式第 16</b> (コンビ則第 33 条) :保安統括者代理者 <b>県様式第 8 号</b> :保安監督者	項目	内容	イ 経歴書	<u>県様式第 9 号</u> (保安監督者の場合は、 <u>県様式第 8 号</u> (裏面)) (ア) 氏名 (イ) 現在の部署及び役職 (ウ) 直近の法定講習受講年月日 (エ) 平成 9 年 4 月 1 日以降に交付された免状又は平成 9 年 4 月 1 日以前に交付された免状であって、選任を行おうとする製造施設に係るガスの区分が未指定である免状を有している場合は、作業経歴を審査する必要があるため、作業経験を有するガス区分(当該選任に係る高圧ガスの区分と同じものに限る)とガス名及び従事期間を必ず記入する。 (オ) 保安企画推進員(代理者を含む)の場合は、コンビナート等保安規則第 29 条の各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。	(略)	(略)	オ 組織図	(ア) 変更の都度(選解任時を含む。)に作成した事業所全体の保安管理組織図の一年分を添付する。 (イ) 氏名、免状の種類及び担当する施設の名称が記入されたものであり、選任者及び解任者が分かるように変更の部分を明示する。 <u>(県様式第 10 号)</u>
項目	内容												
ア 高圧ガス保安統括者届書 高圧ガス保安技術管理者等届書 高圧ガス保安主任者等届書 高圧ガス保安統括者代理者届書 保安監督者届書	<b>様式第 14</b> (コンビ則第 26 条) :保安統括者 <b>様式第 14 の 2</b> (コンビ則第 26 条) :技術管理者、保安係員 <b>様式第 15</b> (コンビ則第 30 条) :保安主任者、企画推進員 <b>様式第 16</b> (コンビ則第 33 条) :保安統括者代理者 <b>県様式第 8 号</b> :保安監督者												
項目	内容												
イ 経歴書	<u>県様式第 9 号</u> (保安監督者の場合は、 <u>県様式第 8 号</u> (裏面)) (ア) 氏名 (イ) 現在の部署及び役職 (ウ) 直近の法定講習受講年月日 (エ) 平成 9 年 4 月 1 日以降に交付された免状又は平成 9 年 4 月 1 日以前に交付された免状であって、選任を行おうとする製造施設に係るガスの区分が未指定である免状を有している場合は、作業経歴を審査する必要があるため、作業経験を有するガス区分(当該選任に係る高圧ガスの区分と同じものに限る)とガス名及び従事期間を必ず記入する。 (オ) 保安企画推進員(代理者を含む)の場合は、コンビナート等保安規則第 29 条の各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。												
(略)	(略)												
オ 組織図	(ア) 変更の都度(選解任時を含む。)に作成した事業所全体の保安管理組織図の一年分を添付する。 (イ) 氏名、免状の種類及び担当する施設の名称が記入されたものであり、選任者及び解任者が分かるように変更の部分を明示する。 <u>(県様式第 10 号)</u>												

新													
イ 評価項目等対応一覧	<u>県参考様式第 6-4 号</u> 貯槽欄に○印のある項目について、対応する基準等欄に必要事項を記入する。貯槽固有の配慮事項がある場合には、別紙にその概要を簡潔に取りまとめ、添付する。												
<p><b>5 高圧ガス保安統括者等届</b> (コンビ則第 29 条第 1 項、同第 2 項、第 30 条、第 33 条第 3 項、県行政指導)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保安統括者等選解任届(代理者を含む)に必要な書類 次のとおりとする。なお、選解任が 2 名以上の場合でも、アの届書は 1 枚でよい。また、解任届はアの届書及びオの組織図のみでよい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 高圧ガス保安統括者届書 高圧ガス保安技術管理者等届書 高圧ガス保安主任者等届書 高圧ガス保安統括者代理者届書 保安監督者届書</td> <td><b>様式第 14</b> (コンビ則第 26 条) :保安統括者 <b>様式第 14 の 2</b> (コンビ則第 26 条) :技術管理者、保安係員 <b>様式第 15</b> (コンビ則第 30 条) :保安主任者、企画推進員 <b>様式第 16</b> (コンビ則第 33 条) :保安統括者代理者 <u>県様式第 4 号</u> (<u>神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱</u>) :保安監督者</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 経歴書</td> <td><u>県参考様式第 7 号</u> (保安監督者の場合は、<u>県様式第 4 号</u> (裏面)) (ア) 氏名 (イ) 現在の部署及び役職 (ウ) 直近の法定講習受講年月日 (エ) 平成 9 年 4 月 1 日以降に交付された免状又は平成 9 年 4 月 1 日以前に交付された免状であって、選任を行おうとする製造施設に係るガスの区分が未指定である免状を有している場合は、作業経歴を審査する必要があるため、作業経験を有するガス区分(当該選任に係る高圧ガスの区分と同じものに限る)とガス名及び従事期間を必ず記入する。 (オ) 保安企画推進員(代理者を含む)の場合は、コンビナート等保安規則第 29 条の各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>オ 組織図</td> <td>(ア) 変更の都度(選解任時を含む。)に作成した事業所全体の保安管理組織図の一年分を添付する。 (イ) 氏名、免状の種類及び担当する施設の名称が記入されたものであり、選任者及び解任者が分かるように変更の部分を明示する。 <u>(県参考様式第 8 号)</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	ア 高圧ガス保安統括者届書 高圧ガス保安技術管理者等届書 高圧ガス保安主任者等届書 高圧ガス保安統括者代理者届書 保安監督者届書	<b>様式第 14</b> (コンビ則第 26 条) :保安統括者 <b>様式第 14 の 2</b> (コンビ則第 26 条) :技術管理者、保安係員 <b>様式第 15</b> (コンビ則第 30 条) :保安主任者、企画推進員 <b>様式第 16</b> (コンビ則第 33 条) :保安統括者代理者 <u>県様式第 4 号</u> ( <u>神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱</u> ) :保安監督者	項目	内容	イ 経歴書	<u>県参考様式第 7 号</u> (保安監督者の場合は、 <u>県様式第 4 号</u> (裏面)) (ア) 氏名 (イ) 現在の部署及び役職 (ウ) 直近の法定講習受講年月日 (エ) 平成 9 年 4 月 1 日以降に交付された免状又は平成 9 年 4 月 1 日以前に交付された免状であって、選任を行おうとする製造施設に係るガスの区分が未指定である免状を有している場合は、作業経歴を審査する必要があるため、作業経験を有するガス区分(当該選任に係る高圧ガスの区分と同じものに限る)とガス名及び従事期間を必ず記入する。 (オ) 保安企画推進員(代理者を含む)の場合は、コンビナート等保安規則第 29 条の各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。	(略)	(略)	オ 組織図	(ア) 変更の都度(選解任時を含む。)に作成した事業所全体の保安管理組織図の一年分を添付する。 (イ) 氏名、免状の種類及び担当する施設の名称が記入されたものであり、選任者及び解任者が分かるように変更の部分を明示する。 <u>(県参考様式第 8 号)</u>
項目	内容												
ア 高圧ガス保安統括者届書 高圧ガス保安技術管理者等届書 高圧ガス保安主任者等届書 高圧ガス保安統括者代理者届書 保安監督者届書	<b>様式第 14</b> (コンビ則第 26 条) :保安統括者 <b>様式第 14 の 2</b> (コンビ則第 26 条) :技術管理者、保安係員 <b>様式第 15</b> (コンビ則第 30 条) :保安主任者、企画推進員 <b>様式第 16</b> (コンビ則第 33 条) :保安統括者代理者 <u>県様式第 4 号</u> ( <u>神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱</u> ) :保安監督者												
項目	内容												
イ 経歴書	<u>県参考様式第 7 号</u> (保安監督者の場合は、 <u>県様式第 4 号</u> (裏面)) (ア) 氏名 (イ) 現在の部署及び役職 (ウ) 直近の法定講習受講年月日 (エ) 平成 9 年 4 月 1 日以降に交付された免状又は平成 9 年 4 月 1 日以前に交付された免状であって、選任を行おうとする製造施設に係るガスの区分が未指定である免状を有している場合は、作業経歴を審査する必要があるため、作業経験を有するガス区分(当該選任に係る高圧ガスの区分と同じものに限る)とガス名及び従事期間を必ず記入する。 (オ) 保安企画推進員(代理者を含む)の場合は、コンビナート等保安規則第 29 条の各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。												
(略)	(略)												
オ 組織図	(ア) 変更の都度(選解任時を含む。)に作成した事業所全体の保安管理組織図の一年分を添付する。 (イ) 氏名、免状の種類及び担当する施設の名称が記入されたものであり、選任者及び解任者が分かるように変更の部分を明示する。 <u>(県参考様式第 8 号)</u>												

旧							
<p><b>6 高圧ガス製造施設軽微変更届</b> (コンビ則第14条)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 軽微変更届に必要な書類 軽微変更届に必要な書類は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>キ 添付書類</td> <td>           (I) 「(1) 軽微変更の届出」のクからサの場合            (ア) <u>県様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査 (1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のウに示す書類のうち(イ)から(カ)</u>             (II) 上記以外            (ア) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書(結果は、<u>県様式第1-3号</u>若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真            (イ) 認定品等(注10)については、成績書類の写し又はそのリスト(リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。)            (ウ) 製造設備等の撤去については、当該設備の設置に係る完成検査証又は許可証の写し         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 変更許可及び軽微変更届の不要な工事            ア 圧力計・温度計の同一方式の機器への取替え            イ 充てん又は受入に係る高圧ホース及び金属フレキ管の取替え            ウ 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分の設備の構成部材で耐圧・気密性能に直接影響のない部品又は JIS 規格品のうち、その性能が保証されているもの(ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器プロペラ、蒸留塔のトレイ、熱交換器の邪魔板等)の取替え            エ 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場並びに製造施設の機能に支障を及ぼすおそれない製造施設(高圧ガス設備を除く。)の撤去の工事            オ 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通らない部分の設備の撤去又はこれと同等以上の性能を有する設備への取替え            カ 消耗品(事業者が保安上支障がないと判断したもの)の取替え(パッキン、ガスケット、シール材、断熱材などの交換)</p> <p>【特記事項】差圧(圧力)発信(伝送)器の取替えについて            1. 差圧式発信器は測定対象が圧力であるので、圧力計として扱うものとし、<u>導圧管タイプであれば、(3)ア同様、同一方式への取替えは届出不要とし、リモートシールタイプの差圧式発信器の取替えは、(3)オに該当する場合は届出不要とする。(導圧管の変更は手続きが必要)</u>            2. 導圧管タイプからリモートシールタイプへ変更する場合は、導圧管部分の撤去に関する軽微変更届出を要する。</p> <p>(略)</p>		項目	内容	(略)	(略)	キ 添付書類	(I) 「(1) 軽微変更の届出」のクからサの場合 (ア) <u>県様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査 (1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のウに示す書類のうち(イ)から(カ)</u>  (II) 上記以外 (ア) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書(結果は、 <u>県様式第1-3号</u> 若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真 (イ) 認定品等(注10)については、成績書類の写し又はそのリスト(リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。) (ウ) 製造設備等の撤去については、当該設備の設置に係る完成検査証又は許可証の写し
項目	内容						
(略)	(略)						
キ 添付書類	(I) 「(1) 軽微変更の届出」のクからサの場合 (ア) <u>県様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査 (1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のウに示す書類のうち(イ)から(カ)</u>  (II) 上記以外 (ア) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書(結果は、 <u>県様式第1-3号</u> 若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真 (イ) 認定品等(注10)については、成績書類の写し又はそのリスト(リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。) (ウ) 製造設備等の撤去については、当該設備の設置に係る完成検査証又は許可証の写し						

新							
<p><b>6 高圧ガス製造施設軽微変更届</b> (コンビ則第14条)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 軽微変更届に必要な書類 軽微変更届に必要な書類は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>キ 添付書類</td> <td>           (I) 「(1) 軽微変更の届出」のクからサの場合            (ア) <u>県参考様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査 (1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(カ)</u>             (II) 上記以外            (ア) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書(結果は、<u>県参考様式第1-3号</u>若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真            (イ) 認定品等(注10)については、成績書類の写し及びそのリスト(リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。)            (ウ) 製造設備等の撤去については、当該設備の設置に係る完成検査証又は許可証の写し         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 変更許可及び軽微変更届の不要な工事            ア 圧力計・温度計の同一方式の機器への取替え            イ 充てん又は受入に係る高圧ホース及び金属フレキ管の取替え            ウ 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分の設備の構成部材で耐圧・気密性能に直接影響のない部品又は JIS 規格品のうち、その性能が保証されているもの(ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器プロペラ、蒸留塔のトレイ、熱交換器の邪魔板等)の取替え            エ 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場並びに製造施設の機能に支障を及ぼすおそれない製造施設(高圧ガス設備を除く。)の撤去の工事            オ 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通らない部分の設備の撤去又はこれと同等以上の性能を有する設備への取替え            カ 消耗品(事業者が保安上支障がないと判断したもの)の取替え(パッキン、ガスケット、シール材、断熱材などの交換)</p> <p>【特記事項】差圧(圧力)発信(伝送)器の取替えについて            1. 差圧式発信器は測定対象が圧力であるので、圧力計として扱い、<u>同一方式への取替えは届出不要とする。なお、圧力計の部品を交換する場合、高圧ガスが通る部分の変更(導圧管等)については、手続きを要する。</u>             2. 導圧管タイプからリモートシールタイプへ変更する場合は、導圧管部分の撤去に関する軽微変更届出を要する。</p> <p>(略)</p>		項目	内容	(略)	(略)	キ 添付書類	(I) 「(1) 軽微変更の届出」のクからサの場合 (ア) <u>県参考様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査 (1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(カ)</u>  (II) 上記以外 (ア) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書(結果は、 <u>県参考様式第1-3号</u> 若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真 (イ) 認定品等(注10)については、成績書類の写し及びそのリスト(リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。) (ウ) 製造設備等の撤去については、当該設備の設置に係る完成検査証又は許可証の写し
項目	内容						
(略)	(略)						
キ 添付書類	(I) 「(1) 軽微変更の届出」のクからサの場合 (ア) <u>県参考様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査 (1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(カ)</u>  (II) 上記以外 (ア) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書(結果は、 <u>県参考様式第1-3号</u> 若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真 (イ) 認定品等(注10)については、成績書類の写し及びそのリスト(リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。) (ウ) 製造設備等の撤去については、当該設備の設置に係る完成検査証又は許可証の写し						

旧	新																				
<p><b>8 高圧ガス製造事業届</b></p> <p style="text-align: right;">(一般則第4条)</p> <p>事業所内にある高圧ガス製造施設のうち、処理能力が 100m<sup>3</sup>/日 (第1種ガスの場合は 300m<sup>3</sup>/日) 未満で他の製造施設とガス設備で接続されていないもの(注23)で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス製造施設は、第二種製造者として届出を行うことができる。この場合、事業開始の20日前までに届け出ること。</p> <p>届出に必要な書類は次のとおりであるが、既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合(注24)は、ウ～ケを省略することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 高圧ガス製造事業届書</td> <td>様式第2 (一般則第4条関係) (注25)</td> </tr> <tr> <td>イ 明細書</td> <td> <p>(ア) 製造の目的及び内容 製造の目的及び内容を分かりやすく記載する。</p> <p>(イ) 工程説明 製造工程を記載する。 (制御機構及び安全弁等の安全対策を含む。)</p> <p>(ウ) 事業所の処理能力 (注5、6、7) 処理設備リスト及びガス名別処理能力表(参考3)を添付する。</p> <p>(エ) レイアウト (石災法に定める施設地区の配置等) 変更の有無を記載する。 (石災法第5条に定める第一種事業所に限る。)</p> <p>(オ) 耐震設計構造物(注9) 該当の有無を記載する。</p> <p>(カ) 処理能力フロー図 図により、各処理設備の関連を明らかにする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>例</p> <pre> (15MPa) ポンプ 200Nm³/日 ├── (7MPa) 熱交換器 80Nm³/日 ─── (2MPa) 反応塔 80Nm³/日 └── (3MPa) 熱交換器 120Nm³/日 </pre> </div> <p>(キ) 物質収支図(表) 図又は表により、物質収支を明らかにする。</p> </td> </tr> <tr> <td>ウ 製造工程図</td> <td>1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のウを参照</td> </tr> <tr> <td>エ 処理・貯蔵能力計算書</td> <td>1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のエを参照</td> </tr> <tr> <td>オ 技術基準一覧表</td> <td>高圧ガス保安法第12条の技術上の基準に適合していることを記載する。(参考4に準拠して作成する。)</td> </tr> <tr> <td>カ 事業所平面図</td> <td>1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のカを参照</td> </tr> <tr> <td>キ 機器配置図</td> <td>1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のキを参照</td> </tr> <tr> <td>ク フローシート</td> <td>1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のクを参照</td> </tr> <tr> <td>ケ 添付書類</td> <td>1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のケ～ニのうち、技術基準への</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	ア 高圧ガス製造事業届書	様式第2 (一般則第4条関係) (注25)	イ 明細書	<p>(ア) 製造の目的及び内容 製造の目的及び内容を分かりやすく記載する。</p> <p>(イ) 工程説明 製造工程を記載する。 (制御機構及び安全弁等の安全対策を含む。)</p> <p>(ウ) 事業所の処理能力 (注5、6、7) 処理設備リスト及びガス名別処理能力表(参考3)を添付する。</p> <p>(エ) レイアウト (石災法に定める施設地区の配置等) 変更の有無を記載する。 (石災法第5条に定める第一種事業所に限る。)</p> <p>(オ) 耐震設計構造物(注9) 該当の有無を記載する。</p> <p>(カ) 処理能力フロー図 図により、各処理設備の関連を明らかにする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>例</p> <pre> (15MPa) ポンプ 200Nm³/日 ├── (7MPa) 熱交換器 80Nm³/日 ─── (2MPa) 反応塔 80Nm³/日 └── (3MPa) 熱交換器 120Nm³/日 </pre> </div> <p>(キ) 物質収支図(表) 図又は表により、物質収支を明らかにする。</p>	ウ 製造工程図	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のウを参照	エ 処理・貯蔵能力計算書	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のエを参照	オ 技術基準一覧表	高圧ガス保安法第12条の技術上の基準に適合していることを記載する。(参考4に準拠して作成する。)	カ 事業所平面図	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のカを参照	キ 機器配置図	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のキを参照	ク フローシート	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のクを参照	ケ 添付書類	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のケ～ニのうち、技術基準への	<p>(削除)</p>
項目	内容																				
ア 高圧ガス製造事業届書	様式第2 (一般則第4条関係) (注25)																				
イ 明細書	<p>(ア) 製造の目的及び内容 製造の目的及び内容を分かりやすく記載する。</p> <p>(イ) 工程説明 製造工程を記載する。 (制御機構及び安全弁等の安全対策を含む。)</p> <p>(ウ) 事業所の処理能力 (注5、6、7) 処理設備リスト及びガス名別処理能力表(参考3)を添付する。</p> <p>(エ) レイアウト (石災法に定める施設地区の配置等) 変更の有無を記載する。 (石災法第5条に定める第一種事業所に限る。)</p> <p>(オ) 耐震設計構造物(注9) 該当の有無を記載する。</p> <p>(カ) 処理能力フロー図 図により、各処理設備の関連を明らかにする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>例</p> <pre> (15MPa) ポンプ 200Nm³/日 ├── (7MPa) 熱交換器 80Nm³/日 ─── (2MPa) 反応塔 80Nm³/日 └── (3MPa) 熱交換器 120Nm³/日 </pre> </div> <p>(キ) 物質収支図(表) 図又は表により、物質収支を明らかにする。</p>																				
ウ 製造工程図	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のウを参照																				
エ 処理・貯蔵能力計算書	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のエを参照																				
オ 技術基準一覧表	高圧ガス保安法第12条の技術上の基準に適合していることを記載する。(参考4に準拠して作成する。)																				
カ 事業所平面図	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のカを参照																				
キ 機器配置図	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のキを参照																				
ク フローシート	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のクを参照																				
ケ 添付書類	1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のケ～ニのうち、技術基準への																				

旧		新																																								
	適合を示すのに必要な資料を添付する。																																									
項目	内容																																									
コ 事業所一覧	社会通念上の事業所内にある法的事業所を一覧表により分かりやすくしたもの																																									
<p>注 23 用役の用に供する窒素及び空気のみが通る配管で接続され、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている場合を含む。さらに、特定認定事業所の場合は、単に緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されている場合も含む。</p> <p>注 24 既に高压ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合、『高压ガス施設等軽微変更報告』等と『高压ガス製造事業届』の両方の届出が必要となる。また、必要に応じて危害予防規程の変更が必要になる場合がある。</p> <p>注 25 『名称（事業所の名称を含む。）』は、「法人名＋社会通念上の事業所名＋【法的事業所名】」と記入し、既存の法的事業所名と重複しないようにすること。</p>																																										
<p><b>事業所一覧の記入例</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人名</th> <th>通念事業所名</th> <th>法的事業所名</th> <th>種別</th> <th>適用</th> <th>(特定)施設名</th> <th>ガス種</th> <th>処理能力(Nm3/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">〇〇株式会社</td> <td rowspan="6">△△事業所</td> <td rowspan="2">◆◆事業部</td> <td rowspan="2">1種</td> <td rowspan="2">特定</td> <td>LPG改質装置</td> <td>特定LPG</td> <td>25000</td> </tr> <tr> <td>水素製造装置</td> <td>圧縮水素</td> <td>20000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">▲▲プラント</td> <td rowspan="2">2種</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>CO2移充填装置</td> <td>炭酸ガス</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>水素電解発生装置</td> <td>圧縮水素</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">●●実験棟</td> <td rowspan="3">2種</td> <td rowspan="3">一般</td> <td>液化窒素CE</td> <td>液化窒素</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>減圧弁A</td> <td>圧縮窒素</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減圧弁B</td> <td>圧縮窒素</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			法人名	通念事業所名	法的事業所名	種別	適用	(特定)施設名	ガス種	処理能力(Nm3/日)	〇〇株式会社	△△事業所	◆◆事業部	1種	特定	LPG改質装置	特定LPG	25000	水素製造装置	圧縮水素	20000	▲▲プラント	2種	一般	CO2移充填装置	炭酸ガス	50	水素電解発生装置	圧縮水素	50	●●実験棟	2種	一般	液化窒素CE	液化窒素	50	減圧弁A	圧縮窒素	0	減圧弁B	圧縮窒素	0
法人名	通念事業所名	法的事業所名	種別	適用	(特定)施設名	ガス種	処理能力(Nm3/日)																																			
〇〇株式会社	△△事業所	◆◆事業部	1種	特定	LPG改質装置	特定LPG	25000																																			
					水素製造装置	圧縮水素	20000																																			
		▲▲プラント	2種	一般	CO2移充填装置	炭酸ガス	50																																			
					水素電解発生装置	圧縮水素	50																																			
		●●実験棟	2種	一般	液化窒素CE	液化窒素	50																																			
					減圧弁A	圧縮窒素	0																																			
減圧弁B	圧縮窒素				0																																					
<p><b>9 高压ガス製造施設等変更届</b></p> <p>(一般則第16条、県行政指導)</p> <p>第二種製造者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をするときは、<b>様式第6</b>(一般則第16条関係)により事前に届け出る。なお、製造施設の位置の変更等が軽微な変更(p17参照)に該当する場合は届出不要であるが、独立した製造施設を撤去する場合や処理量及び貯蔵量が変化する場合には県の行政指導に基づき高压ガス製造施設軽微変更報告(県様式第18号)を提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 高压ガス製造施設等変更届</td> <td>高压ガス製造施設等変更届書 <b>様式第6</b>(一般則第16条関係)</td> </tr> <tr> <td>イ 明細書</td> <td>変更の理由、内容及び変更前後の処理能力等を記載する。</td> </tr> <tr> <td>ウ その他変更に係る書類</td> <td>8 高压ガス製造事業届の必要書類ウ～クのうち変更のあった書類</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	ア 高压ガス製造施設等変更届	高压ガス製造施設等変更届書 <b>様式第6</b> (一般則第16条関係)	イ 明細書	変更の理由、内容及び変更前後の処理能力等を記載する。	ウ その他変更に係る書類	8 高压ガス製造事業届の必要書類ウ～クのうち変更のあった書類	(削除)																																
項目	内容																																									
ア 高压ガス製造施設等変更届	高压ガス製造施設等変更届書 <b>様式第6</b> (一般則第16条関係)																																									
イ 明細書	変更の理由、内容及び変更前後の処理能力等を記載する。																																									
ウ その他変更に係る書類	8 高压ガス製造事業届の必要書類ウ～クのうち変更のあった書類																																									
(略)		(略)																																								

旧	新																
<p><b>10 特定高圧ガス消費届</b></p> <p>(略)</p> <p><b>11 特定高圧ガス消費施設等変更届</b>  <small>(一般則第 56 条、液石則第 54 条、県行政指導)</small>            消費する特定高圧ガスの種類、消費施設の位置、構造又は設備及び消費の方法等を変更するときは、<b>様式第 30</b> (一般則第 56 条関係) 又は<b>様式第 29</b> (液石則第 54 条関係) により事前に届け出る。なお、(1)のア～ウについては届出不要であるが、エ及びオについては県の行政指導に基づき<b>特定高圧ガス製造施設等軽微変更報告書 (県様式第 17 号)</b>を提出する。</p> <p>(1) 変更届が不要な場合            ア 貯蔵設備等 (貯槽を除く。) の認定品等 (注 10) 又は保安上支障のないものへの取替えてあって貯蔵能力が変わらない工事            イ 消費設備 (貯蔵設備等を除く。) の変更の工事            ウ 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事            エ 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事            オ 独立した消費設備又は容器置場の撤去の工事</p> <p>(2) 届又は軽微変更報告に必要な書類            届又は軽微変更報告に必要な書類は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 届書又は軽微変更報告書</td> <td>特定高圧ガス消費施設等変更届書 <b>様式第 30</b> (一般則第 56 条関係) 又は特定高圧ガス消費届書 <b>様式第 29</b> (液石則第 54 条関係) 若しくは<b>高圧ガス消費施設等軽微変更報告書 県様式第 17 号</b> (県行政指導)</td> </tr> <tr> <td>イ 明細書</td> <td>変更の目的、変更に係る高圧ガス名、変更前後の貯蔵量及び工程等を記載する。</td> </tr> <tr> <td>ウ その他変更に係る書類</td> <td>8 特定高圧ガス消費届の必要書類(3)～(10)のうち変更のあった書類</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	ア 届書又は軽微変更報告書	特定高圧ガス消費施設等変更届書 <b>様式第 30</b> (一般則第 56 条関係) 又は特定高圧ガス消費届書 <b>様式第 29</b> (液石則第 54 条関係) 若しくは <b>高圧ガス消費施設等軽微変更報告書 県様式第 17 号</b> (県行政指導)	イ 明細書	変更の目的、変更に係る高圧ガス名、変更前後の貯蔵量及び工程等を記載する。	ウ その他変更に係る書類	8 特定高圧ガス消費届の必要書類(3)～(10)のうち変更のあった書類	<p><b>8 特定高圧ガス消費届</b></p> <p>(略)</p> <p><b>9 特定高圧ガス消費施設等変更届</b>  <small>(一般則第 56 条、液石則第 54 条、県行政指導)</small>            消費する特定高圧ガスの種類、消費施設の位置、構造又は設備及び消費の方法等を変更するときは、<b>様式第 30</b> (一般則第 56 条関係) 又は<b>様式第 29</b> (液石則第 54 条関係) により事前に届け出る。なお、(1)のア～ウについては届出不要であるが、エ及びオについては県の行政指導に基づき<b>高圧ガス軽微変更報告書 (県様式第 3 号)</b>を提出する。</p> <p>(1) 変更届が不要な場合            ア 貯蔵設備等 (貯槽を除く。) の認定品等 (注 10) 又は保安上支障のないものへの取替えてあって貯蔵能力が変わらない工事            イ 消費設備 (貯蔵設備等を除く。) の変更の工事            ウ 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事            エ 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事            オ 独立した消費設備又は容器置場の撤去の工事</p> <p>(2) 届又は軽微変更報告に必要な書類            届又は軽微変更報告に必要な書類は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 届書又は軽微変更報告書</td> <td>特定高圧ガス消費施設等変更届書 <b>様式第 30</b> (一般則第 56 条関係) 又は特定高圧ガス消費届書 <b>様式第 29</b> (液石則第 54 条関係) 若しくは<b>高圧ガス軽微変更報告書 県様式第 3 号</b> (県行政指導)</td> </tr> <tr> <td>イ 明細書</td> <td>変更の目的、変更に係る高圧ガス名、変更前後の貯蔵量及び工程等を記載する。</td> </tr> <tr> <td>ウ その他変更に係る書類</td> <td>8 特定高圧ガス消費届の必要書類(3)～(10)のうち変更のあった書類</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	ア 届書又は軽微変更報告書	特定高圧ガス消費施設等変更届書 <b>様式第 30</b> (一般則第 56 条関係) 又は特定高圧ガス消費届書 <b>様式第 29</b> (液石則第 54 条関係) 若しくは <b>高圧ガス軽微変更報告書 県様式第 3 号</b> (県行政指導)	イ 明細書	変更の目的、変更に係る高圧ガス名、変更前後の貯蔵量及び工程等を記載する。	ウ その他変更に係る書類	8 特定高圧ガス消費届の必要書類(3)～(10)のうち変更のあった書類
項目	内容																
ア 届書又は軽微変更報告書	特定高圧ガス消費施設等変更届書 <b>様式第 30</b> (一般則第 56 条関係) 又は特定高圧ガス消費届書 <b>様式第 29</b> (液石則第 54 条関係) 若しくは <b>高圧ガス消費施設等軽微変更報告書 県様式第 17 号</b> (県行政指導)																
イ 明細書	変更の目的、変更に係る高圧ガス名、変更前後の貯蔵量及び工程等を記載する。																
ウ その他変更に係る書類	8 特定高圧ガス消費届の必要書類(3)～(10)のうち変更のあった書類																
項目	内容																
ア 届書又は軽微変更報告書	特定高圧ガス消費施設等変更届書 <b>様式第 30</b> (一般則第 56 条関係) 又は特定高圧ガス消費届書 <b>様式第 29</b> (液石則第 54 条関係) 若しくは <b>高圧ガス軽微変更報告書 県様式第 3 号</b> (県行政指導)																
イ 明細書	変更の目的、変更に係る高圧ガス名、変更前後の貯蔵量及び工程等を記載する。																
ウ その他変更に係る書類	8 特定高圧ガス消費届の必要書類(3)～(10)のうち変更のあった書類																
<p>(略)</p> <p><b>12 特定高圧ガス取扱主任者届</b></p> <p>(略)</p> <p><b>13 危害予防規程届</b></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>10 特定高圧ガス取扱主任者届</b></p> <p>(略)</p> <p><b>11 危害予防規程届</b></p> <p>(略)</p>																

旧																							
<p><b>14 高圧ガス関係変更届</b> (県行政指導)</p> <p>次の事項に変更があったときは、高圧ガス関係変更届(県様式第 12 号)に必要な書類を添えて提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 法人名称</td> <td>法人登記事項証明書(履歴事項証明書)、法人登記簿抄本(謄本)又は挨拶状等変更内容がわかる書面</td> </tr> <tr> <td>(2) 法人の代表者</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(3) 事務所の所在地</td> <td>法人登記事項証明書(履歴事項証明書)等、所在地の変更を証する書類</td> </tr> <tr> <td>(4) 事業所の名称</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>(5) 事業所所在地の住居表示</td> <td>市長の発行する住居表示の変更を証する書類等</td> </tr> <tr> <td>(6) その他</td> <td>ニ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>法人の代表者以外の者が代理申請をする場合で、法人の名称、代表者及び申請代理人に変更があった場合は、手続きに関する委任状を提出する。</p> <p><b>15 高圧ガス製造施設軽微変更報告</b> (県行政指導)</p> <p>独立した製造設備等(「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(3)エ」に定める設備)を撤去する場合や第2種製造者が高圧ガス製造設備を撤去する場合(独立した製造施設を撤去する場合や処理量及び貯蔵量が増加する場合に限る)には、高圧ガス製造施設軽微変更報告書(県様式第 18 号)に必要な書類を添えて提出する。必要な書類は「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(2)」及び「9 高圧ガス製造施設等変更届」に従うこと。</p> <p>(略)</p> <p><b>16 高圧ガス製造保安責任者等免状交付申請</b></p> <p>(略)</p> <p><b>17 事故届</b></p> <p>高圧ガス事故が発生した場合は、次の書類を作成し、速やかに届け出る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事故届書</td> <td>様式第 37 (コンビ則第 53 条関係)</td> </tr> <tr> <td>(2) 高圧ガス事故等調査報告書(災害)</td> <td>高圧ガス保安法事故措置マニュアルに定める様式とする。必要に応じて別途明細書を添付する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	添付書類	(1) 法人名称	法人登記事項証明書(履歴事項証明書)、法人登記簿抄本(謄本)又は挨拶状等変更内容がわかる書面	(2) 法人の代表者	同上	(3) 事務所の所在地	法人登記事項証明書(履歴事項証明書)等、所在地の変更を証する書類	(4) 事業所の名称	不要	(5) 事業所所在地の住居表示	市長の発行する住居表示の変更を証する書類等	(6) その他	ニ	項目	内容	(1) 事故届書	様式第 37 (コンビ則第 53 条関係)	(2) 高圧ガス事故等調査報告書(災害)	高圧ガス保安法事故措置マニュアルに定める様式とする。必要に応じて別途明細書を添付する。	(略)	(略)
項目	添付書類																						
(1) 法人名称	法人登記事項証明書(履歴事項証明書)、法人登記簿抄本(謄本)又は挨拶状等変更内容がわかる書面																						
(2) 法人の代表者	同上																						
(3) 事務所の所在地	法人登記事項証明書(履歴事項証明書)等、所在地の変更を証する書類																						
(4) 事業所の名称	不要																						
(5) 事業所所在地の住居表示	市長の発行する住居表示の変更を証する書類等																						
(6) その他	ニ																						
項目	内容																						
(1) 事故届書	様式第 37 (コンビ則第 53 条関係)																						
(2) 高圧ガス事故等調査報告書(災害)	高圧ガス保安法事故措置マニュアルに定める様式とする。必要に応じて別途明細書を添付する。																						
(略)	(略)																						

新																			
<p><b>12 高圧ガス関係変更届</b> (県行政指導)</p> <p>次の事項に変更があったときは、高圧ガス関係変更届(県様式第 5 号)に必要な書類を添えて提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 法人名称</td> <td>法人登記事項証明書(履歴事項証明書)、法人登記簿抄本(謄本)又は挨拶状等変更内容がわかる書面</td> </tr> <tr> <td>(2) 法人代表者</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(3) 事務所名称</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>(4) 事業所の住居表示</td> <td>市長の発行する住居表示の変更を証する書類等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>法人の代表者以外の者が代理申請をする場合で、法人の名称、代表者及び申請代理人に変更があった場合は、手続きに関する委任状を提出すること。なお、事業所長の変更は、高圧ガス関係変更届ではなく、変更後、初めての申請・届出時に原本を提出すること。</p> <p><b>13 高圧ガス製造施設軽微変更報告</b> (県行政指導)</p> <p>独立した製造設備等(「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(3)エ」に定める設備)を撤去する場合や第2種製造者が高圧ガス製造設備を撤去する場合(独立した製造施設を撤去する場合や処理量及び貯蔵量が増加する場合に限る)には、高圧ガス軽微変更報告書(県様式第 3 号)に必要な書類を添えて提出する。必要な書類は「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(2)」に従うこと。</p> <p>(略)</p> <p><b>14 高圧ガス製造保安責任者等免状交付申請</b></p> <p>(略)</p> <p><b>15 事故届</b></p> <p>高圧ガス事故が発生した場合は、次の書類を作成し、速やかに届け出る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事故届書</td> <td>様式第 37 (コンビ則第 53 条関係)</td> </tr> <tr> <td>(2) 高圧ガス事故等調査報告書(災害)</td> <td>高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に定める様式とする。必要に応じて別途明細書を添付する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	添付書類	(1) 法人名称	法人登記事項証明書(履歴事項証明書)、法人登記簿抄本(謄本)又は挨拶状等変更内容がわかる書面	(2) 法人代表者	同上	(3) 事務所名称	不要	(4) 事業所の住居表示	市長の発行する住居表示の変更を証する書類等	項目	内容	(1) 事故届書	様式第 37 (コンビ則第 53 条関係)	(2) 高圧ガス事故等調査報告書(災害)	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に定める様式とする。必要に応じて別途明細書を添付する。	(略)	(略)
項目	添付書類																		
(1) 法人名称	法人登記事項証明書(履歴事項証明書)、法人登記簿抄本(謄本)又は挨拶状等変更内容がわかる書面																		
(2) 法人代表者	同上																		
(3) 事務所名称	不要																		
(4) 事業所の住居表示	市長の発行する住居表示の変更を証する書類等																		
項目	内容																		
(1) 事故届書	様式第 37 (コンビ則第 53 条関係)																		
(2) 高圧ガス事故等調査報告書(災害)	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に定める様式とする。必要に応じて別途明細書を添付する。																		
(略)	(略)																		

旧	新
(略)	(略)
<b>18 その他</b>	<b>16 その他</b>
(略)	(略)
参考 2 軽微変更届明細書の例	参考 2 軽微変更届明細書の例
<b>明 細 書</b>	<b>明 細 書</b>
(略)	(略)
(新規)	<b>5 耐震設計構造物</b> <u>今回の変更範囲に耐震設計構造物に該当する設備はありません。</u> <u>※45mm以上の配管系の内容積は、別添「配管容量計算書」を参照してください。</u>
(略)	(略)
参考 6 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて	参考 6 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて
(略)	(略)
3 事後報告の内容	3 事後報告の内容
(1) 耐圧・気密試験結果及び検査写真 結果は、 <b>県様式第 1-3 号</b> 若しくはこれと同様の書式に取りまとめる。	(1) 耐圧・気密試験結果及び検査写真 結果は、 <b>県参考様式第 1-3 号</b> 若しくはこれと同様の書式に取りまとめる。
(2) 非破壊検査の記録 結果は、 <b>県様式第 1-4 号から県様式第 1-8 号</b> まで、又はこれらと同様の書式に取りまとめる。	(2) 非破壊検査の記録 結果は、 <b>県参考様式第 1-4 号から県参考様式第 1-8 号</b> まで、又はこれらと同様の書式に取りまとめる。
(略)	(略)
<b>様式集（別冊）</b>	<b>様式集（別冊）</b>
(略)	(略)
<b>県様式</b>	<b>県参考様式</b>
県様式第 1 号（コンビ申請等手引） 完成検査報告書	県参考様式第 1 号（コンビ申請等手引） 完成検査報告書
県様式第 1-2 号（コンビ申請等手引） 検査結果のまとめ	県参考様式第 1-2 号（コンビ申請等手引） 検査結果のまとめ
県様式第 1-3 号（コンビ申請等手引） 耐圧・気密試験結果成績書	県参考様式第 1-3 号（コンビ申請等手引） 耐圧・気密試験結果成績書
県様式第 1-4 号（コンビ申請等手引） 浸透探傷試験成績書	県参考様式第 1-4 号（コンビ申請等手引） 浸透探傷試験成績書
県様式第 1-5 号（コンビ申請等手引） 磁粉探傷試験成績書	県参考様式第 1-5 号（コンビ申請等手引） 磁粉探傷試験成績書
県様式第 1-6 号（コンビ申請等手引） 超音波探傷試験成績書	県参考様式第 1-6 号（コンビ申請等手引） 超音波探傷試験成績書
県様式第 1-7 号（コンビ申請等手引） 放射線透過試験成績書	県参考様式第 1-7 号（コンビ申請等手引） 放射線透過試験成績書
県様式第 1-8 号（コンビ申請等手引） 超音波厚さ測定記録	県参考様式第 1-8 号（コンビ申請等手引） 超音波厚さ測定記録
県様式第 2 号（コンビ申請等手引） 工事完了届書	<u>(削除)</u>

旧	新
県様式第 3 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設一覧	県参考様式第 2 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設一覧
県様式第 3-2 号 (コンビ申請等手引) 貯槽一覧	県参考様式第 2-2 号 (コンビ申請等手引) 貯槽一覧
県様式第 4 号 (コンビ申請等手引) 保安検査の概要	県参考様式第 3 号 (コンビ申請等手引) 保安検査の概要
県様式第 5 号 (コンビ申請等手引) 定期自主 (認定保安) 検査報告書	県参考様式第 4 号 (コンビ申請等手引) 定期自主 (認定保安) 検査報告書
県様式第 5-2 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書	県参考様式第 4-2 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書
県様式第 5-3 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (機器別)	県参考様式第 4-3 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (機器別)
県様式第 5-4 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (貯槽)	県参考様式第 4-4 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (貯槽)
県様式第 5-5 号 (コンビ申請等手引) 開放検査結果	県参考様式第 4-5 号 (コンビ申請等手引) 開放検査結果
県様式第 5-6 号 (コンビ申請等手引) 開放検査時ワレ発生状況 (耐圧試験前後)	県参考様式第 4-6 号 (コンビ申請等手引) 開放検査時ワレ発生状況 (耐圧試験前後)
県様式第 5-7 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主検査結果報告書 (開放周期延長貯槽用)	県参考様式第 4-7 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主検査結果報告書 (開放周期延長貯槽用)
県様式第 5-8 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (9 条導管)	県参考様式第 4-8 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (9 条導管)
県様式第 5-9 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (10 条導管)	県参考様式第 4-9 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (10 条導管)
県様式第 5-10 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (移動式製造設備)	県参考様式第 4-10 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設自主 (認定保安) 検査結果報告書 (移動式製造設備)
県様式第 6 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設運転中検査報告書	県参考様式第 5 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設運転中検査報告書
県様式第 7 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス貯槽開放検査周期延長に係る評価明細書	県参考様式第 6 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス貯槽開放検査周期延長に係る評価明細書
県様式第 7-2 号 (コンビ申請等手引) 開放検査周期延長対象とする貯槽一覧	県参考様式第 6-2 号 (コンビ申請等手引) 開放検査周期延長対象とする貯槽一覧
県様式第 7-3 号 (コンビ申請等手引) 開放検査周期延長対象としない貯槽一覧	県参考様式第 6-3 号 (コンビ申請等手引) 開放検査周期延長対象としない貯槽一覧
県様式第 7-4 号 (コンビ申請等手引) 評価項目・評価基準対応一覧	県参考様式第 6-4 号 (コンビ申請等手引) 評価項目・評価基準対応一覧
県様式第 8 号 (コンビ申請等手引) 保安監督者届書	(削除)
県様式第 9 号 (コンビ申請等手引) 選任者の経歴書	県参考様式第 7 号 (コンビ申請等手引) 選任者の経歴書
県様式第 10 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス保安管理組織図	県参考様式第 8 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス保安管理組織図
県様式第 11 号 (コンビ申請等手引) 選任者の経歴書	県参考様式第 9 号 (コンビ申請等手引) 選任者の経歴書
県様式第 12 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス関係変更届書	(削除)
県様式第 13 号 (コンビ申請等手引) 特定施設の概要	県参考様式第 10 号 (コンビ申請等手引) 特定施設の概要
県様式第 14 号 (コンビ申請等手引) 特定施設配置図または概略フローシー	県参考様式第 11 号 (コンビ申請等手引) 特定施設配置図または概略フローシート
県様式第 15 号 (コンビ申請等手引) 特殊反応設備の保安装置	県参考様式第 12 号 (コンビ申請等手引) 特殊反応設備の保安装置
県様式第 16 号 (コンビ申請等手引) 毒性ガス貯槽の除害設備	県参考様式第 13 号 (コンビ申請等手引) 毒性ガス貯槽の除害設備
県様式第 17 号 (コンビ申請等手引) 特定高压ガス消費施設等軽微変更報告書	(削除)
県様式第 18 号 (コンビ申請等手引) 高压ガス製造施設軽微変更報告書	(削除)
県様式第 19 号 (コンビ申請等手引) 移設等設備使用経歴書	(削除)

旧

県様式第1号（コンピ申請等手引）

完成検査報告書

平成 年 月 日

工 事 名

事 業 所 名

事業所確認印欄

注) 事業所確認印欄には、事業所の保安統括者（最高保安責任者）が自署又は記名押印すること。

新

県参考様式第1号（コンピ申請等手引）

完成検査報告書

年 月 日

工 事 名

事 業 所 名

事業所確認印欄

注) 事業所確認印欄には、事業所の保安統括者（最高保安責任者）が自署又は記名押印すること。

旧	新
県様式第1-2号（コンビ申請等手引）  <b>検査結果のまとめ</b>  <b>1 変更内容</b>  （平成 年 月 日 神奈川県指令工保第 号許可）  <b>2 検査項目</b> (1) 耐圧試験 (2) 気密試験 (3) その他  <b>3 検査年月日</b> 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日  <b>4 検査責任者氏名</b>  <b>5 総合判定</b>	県参考様式第1-2号（コンビ申請等手引）  <b>検査結果のまとめ</b>  <b>1 変更内容</b>  （ 年 月 日 神奈川県指令工保第 号許可）  <b>2 検査項目</b> (1) 耐圧試験 (2) 気密試験 (3) その他  <b>3 検査年月日</b> 年 月 日 ～ 年 月 日  <b>4 検査責任者氏名</b>  <b>5 総合判定</b>

旧

県様式第3号（コンビ申請等手引）

高压ガス製造施設一覧

※コンビ則第10条の適用を受ける導管を含む。

	製造施設名	ガス名	処理量 (Nm <sup>3</sup> /日)	前回保安検査 受検年月日	平成 年度保安		
					4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
事業所総処理量							

新

県参考様式第2号（コンビ申請等手引）

高压ガス製造施設一覧

※コンビ則第10条の適用を受ける導管を含む。

	製造施設名	ガス名	処理量 (Nm <sup>3</sup> /日)	前回の保安検査 の年月日	年度保安検		
					4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
事業所総処理量							

旧							
県様式第3-2号 (コンビ申請等手引) 貯槽一覧							
貯槽名	ガス名	許可容量 (ton or Nm <sup>3</sup> )	開放検査 周 期	前回保安検査 受 検 年 月 日	平成 年度保		
					4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

新							
県様式第2-2号 (コンビ申請等手引) 貯槽一覧							
貯参考槽名	ガス名	許可容量 (ton or Nm <sup>3</sup> )	開放検査 周 期	前回の保安検査 の年月日	年度保		
					4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

旧		
県様式第4号 (コンビ申請等手引)		
保安検査の概要		
施設 (貯槽) 名		
ガス名		
前回保安(開放)検査年月日及び特記事項	年 月 日	
今回検査希望年月日	年 月 日	
装置停止年月日	年 月 日	
装置再開年月日	年 月 日	
検査基準	基準名 ( )	
検査内容	別紙 ( )	
機器一覧表	別紙 ( )	
工程表	別紙 ( )	
事業所配置図	別紙 ( )	
検査組織	別紙 ( )	
安全対策	基準名 ( ) (下請け管理を含む)	
担当者	保安主任者	
	同代理者	
※ 保安検査対象施設のフローシート及び機器配置図を添付すること		

新		
県参考様式第3号 (コンビ申請等手引)		
保安検査の概要		
施設 (貯槽) 名		
ガス名		
前回の保安(開放)検査の実施年月日及び特記事項	年 月 日	
今回検査希望年月日	年 月 日	
装置停止年月日	年 月 日	
装置再開年月日	年 月 日	
検査基準	基準名 ( )	
検査内容	別紙 ( )	
機器一覧表	別紙 ( )	
工程表	別紙 ( )	
事業所配置図	別紙 ( )	
検査組織	別紙 ( )	
安全対策	基準名 ( ) (下請け管理を含む)	
担当者	保安主任者	
	同代理者	
※ 保安検査対象施設のフローシート及び機器配置図を添付すること		

旧

県様式第5号（コンピ申請等手引）

定期自主（認定保安）検査報告書

平成 年 月 日

特 定 施 設 名

事 業 所 名

事業所確認印欄

注) 事業所確認印欄には、事業所の保安統括者（最高保安責任者）が自署又は記名押印すること。

新

県参考様式第4号（コンピ申請等手引）

定期自主（認定保安）検査報告書

年 月 日

特 定 施 設 名

事 業 所 名

事業所確認印欄

注) 事業所確認印欄には、事業所の保安統括者（最高保安責任者）が自署又は記名押印すること。

旧

県様式第5-2号(コンビ申請等手引) 1/2  
 高压ガス製造施設自主(認定保安)検査結果報告書

事業所名:  
 特定施設名:  
 自主検査の実施日:  
 検査責任者氏名:

1 法定検査項目の検査結果について

規則	項目	内容及び結果	判定
(略)	(略)		
54号	防消火設備		
(略)	(略)		
64号	不同沈下等の測定		
65号	容器置場等の基準		
第6条1項	特定液石スタンド		
第7条1項	圧縮天然ガススタンド		
2項	圧縮天然ガススタンド(ただし書)		
第9条	コンビナート導管以外の導管		

新

県参考様式第4-2号(コンビ申請等手引) 1/2  
 高压ガス製造施設自主(認定保安)検査結果報告書

事業所名:  
 特定施設名:  
 自主検査の実施日:  
 検査責任者氏名:

1 法定検査項目の検査結果について

規則	項目	内容及び結果	判定
(略)	(略)		
54, 54の2号	防消火設備		
(略)	(略)		
64, 64の2号	不同沈下等の測定		
65号	容器置場等の基準		
第6条1項	特定液石スタンド		
第7条1項	圧縮天然ガススタンド		
2項	圧縮天然ガススタンド(ただし書)		
第9条	コンビナート導管以外の導管		

旧														
県様式第 5-5 号 (コンビ申請等手引)														
タンク番号			第 回 開放検査結果 (											
1. ワレの発生状況 県様式第 5-6 号参照														
耐圧試験前						耐圧試験後								
内面						内面								
ワレ位置	縦ワレ		横ワレ	ワレ位置	個数	深さ (mm)	個数	ワレ位置	縦ワレ		横ワレ	深さ (mm)		
	DEP	HAZ							HAZ	DEP				
A				~10		~0.5		A				~10		~0.5
A B				10~20		0.5~1.0		A B				10~20		0.5~1.0
B				20~30		1.0~1.5		B				20~30		1.0~1.5
B C				30~40		1.5~2.0		B C				30~40		1.5~2.0
C				40~50		2.0~2.5		C				40~50		2.0~2.5
C D				50~60		2.5~3.0		C D				50~60		2.5~3.0
D				60~70		3.0~3.5		D				60~70		3.0~3.5
D E				70~80		3.5~4.0		D E				70~80		3.5~4.0
E				80~90		4.0~4.5		E				80~90		4.0~4.5
<small>ノズルマンホール</small>				90~100		4.5~5.0		<small>ノズルマンホール</small>				90~100		4.5~5.0
計				100~		5.0~		計				100~		5.0~
ジグ <sup>o</sup> 跡		その他		最大	mm	最大	mm	ジグ <sup>o</sup>		その他		最大		
外面						外面								
ワレ位置	縦ワレ		横ワレ	縦ワレ	個数	深さ (mm)	個数	ワレ位置	縦ワレ		横ワレ	深さ (mm)		
	DEP	HAZ							HAZ	DEP				
A				~10		~0.5		A				~10		~0.5
A B				10~20		0.5~1.0		A B				10~20		0.5~1.0
B				20~30		1.0~1.5		B				20~30		1.0~1.5
B C				30~40		1.5~2.0		B C				30~40		1.5~2.0
C				40~50		2.0~2.5		C				40~50		2.0~2.5
C D				50~60		2.5~3.0		C D				50~60		2.5~3.0
D				60~70		3.0~3.5		D				60~70		3.0~3.5
D E				70~80		3.5~4.0		D E				70~80		3.5~4.0
E				80~90		4.0~4.5		E				80~90		4.0~4.5
<small>ノズルマンホール</small>				90~100		4.5~5.0		<small>ノズルマンホール</small>				90~100		4.5~5.0
計				100~		5.0~		計				100~		5.0~
ジグ <sup>o</sup> 跡		その		最大	mm	最大	mm	ジグ <sup>o</sup>		その他		最大		

新														
県参考様式第 4-5 号 (コンビ申請等手引)														
タンク番号			第 回 開放検査結果 (											
1. ワレの発生状況 県参考様式第 4-6 号参照														
耐圧試験前						耐圧試験後								
内面						内面								
ワレ位置	縦ワレ		横ワレ	ワレ位置	個数	深さ (mm)	個数	ワレ位置	縦ワレ		横ワレ	深さ (mm)		
	DEP	HAZ							HAZ	DEP				
A				~10		~0.5		A				~10		~0.5
A B				10~20		0.5~1.0		A B				10~20		0.5~1.0
B				20~30		1.0~1.5		B				20~30		1.0~1.5
B C				30~40		1.5~2.0		B C				30~40		1.5~2.0
C				40~50		2.0~2.5		C				40~50		2.0~2.5
C D				50~60		2.5~3.0		C D				50~60		2.5~3.0
D				60~70		3.0~3.5		D				60~70		3.0~3.5
D E				70~80		3.5~4.0		D E				70~80		3.5~4.0
E				80~90		4.0~4.5		E				80~90		4.0~4.5
<small>ノズルマンホール</small>				90~100		4.5~5.0		<small>ノズルマンホール</small>				90~100		4.5~5.0
計				100~		5.0~		計				100~		5.0~
ジグ <sup>o</sup> 跡		その他		最大	mm	最大	mm	ジグ <sup>o</sup>		その他		最大		
外面						外面								
ワレ位置	縦ワレ		横ワレ	縦ワレ	個数	深さ (mm)	個数	ワレ位置	縦ワレ		横ワレ	深さ (mm)		
	DEP	HAZ							HAZ	DEP				
A				~10		~0.5		A				~10		~0.5
A B				10~20		0.5~1.0		A B				10~20		0.5~1.0
B				20~30		1.0~1.5		B				20~30		1.0~1.5
B C				30~40		1.5~2.0		B C				30~40		1.5~2.0
C				40~50		2.0~2.5		C				40~50		2.0~2.5
C D				50~60		2.5~3.0		C D				50~60		2.5~3.0
D				60~70		3.0~3.5		D				60~70		3.0~3.5
D E				70~80		3.5~4.0		D E				70~80		3.5~4.0
E				80~90		4.0~4.5		E				80~90		4.0~4.5
<small>ノズルマンホール</small>				90~100		4.5~5.0		<small>ノズルマンホール</small>				90~100		4.5~5.0
計				100~		5.0~		計				100~		5.0~
ジグ <sup>o</sup> 跡		その		最大	mm	最大	mm	ジグ <sup>o</sup>		その他		最大		